

令和4年1月26日開催

## 新庄市農業委員会第20回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和4年1月）議事録

1. 開催日時                    令和4年1月26日（水）午後3時30分
2. 開催場所                    新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（18名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	4番 間 真一
5番 田宮 成彦	6番 丹 茂
8番 五十嵐 成生	9番 佐藤 啓右
10番 齋藤 謙二	11番 指村 貞芳
12番 三原 康志	13番 高山 光弥
14番 森 良一	15番 星川 吉和
16番 下山 秀一	17番 星川 秀男
18番 佐藤 喜代志	19番 早坂 浩樹
4. 欠席した委員（1名）

7番 星川 豊
---------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 67 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第 68 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更申請について  
日程第 5 議案第 69 号 農用地利用集積計画について  
日程第 6 報告第 53 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
日程第 7 報告第 54 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
日程第 8 報告第 55 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について  
日程第 9 報告第 56 号 令和 3 年度遊休農地調査結果について

## 6. 出席した事務局職員

事務局長	横山 浩	総務主査	鏡 彰広
主 査	早坂 和弥	主 事	結城 美緒

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

それでは、これより令和 3 年度新庄市農業委員会第 20 回総会を開催いたします。総会に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員は 18 名です。欠席通告者は 7 番星川豊委員の 1 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 20 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

### ○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例によりまして議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に11番指村貞芳委員と14番森良一委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の早坂和弥さんと結城美緒さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第66号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第66号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区5件、稲舟地区2件、萩野地区1件、計8件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区1番につきまして、1月19日に調査確認いたしました。第19回総会で合意解約について報告があった案件です。この度、新たな借人との賃貸借契約となります。借賃も合意しております。問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区2番につきまして、1月17日に調査確認いたしました。以前耕作していた借人の離農に伴い、隣接する田を耕作している借人へ賃貸借契約をお願いしたということでした。借賃も合意しております。問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区3番につきまして、1月19日に調査確認いたしました。家族経営形態を法人化に変更したことに伴う賃貸借契約です。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区4番につきまして、1月19日に調査確認いたしました。家族経営形態を法人化に変更したことに伴う賃貸借契約です。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区5番につきまして、1月18日に調査確認いたしました。貸人は、貸人の父が亡くなってから耕作しておらず、以前から耕作を借人をお願いしていたということでした。今回は、賃貸借契約を新規に契約したとのことでした。借賃も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、1月18日に調査確認いたしました。貸人の体調不良により、借人に耕作をお願いしたということでした。水利の条件が良くない圃場ですので、借賃は、周辺圃場より安価となっておりますが、双方合意しており、問題ないと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

次に、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区2番につきまして、1月17日に調査確認いたしました。譲受人の父と譲渡人は、同級生ということで、何とか田を譲り受けてもらえないかということでした。対価につきましては双方合意しております。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いし

ます。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区1番につきまして、1月18日に調査確認いたしました。譲渡人の弟が農業をしておりましたが、10年前に体調不良で入院し、3年前に亡くなりました。その間田の管理を別の方に依頼して、家と畑を譲受人が管理をしておりました。令和2年度に譲渡人の弟の自宅の解体をいたしまして、自宅に隣接する苗代として利用していた田と、畑を譲受人に贈与することになったそうです。双方合意であります。問題ないと判断いたしました。宜しくをお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第66号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第66号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第67号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第67号農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、1月17日に調査確認しました。事務局説明のとおりであります。詳細は、17ページに記載されているとおりです。農地に隣接している建物の屋根の雪が多く対処が大変だということでした。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第67号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第67号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第68号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第68号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区1番につきまして、1月18日に調査確認しました。こちらは、令和3年4月26日第11回総会、議案第40号、新庄地区1番で可決、決定された案件です。今回の変更理由は、事務局説明のとおりであります。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第68号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第68号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第69号農用地利用集積計画についてを上程いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第69号農用地利用集積計画につきまして、稲舟地区2件、萩野地区1件、八向地区2件、計5件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあり

ました所有権移転2件、賃借権設定、新規1件、再設定2件について質疑ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第69号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第69号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

次に日程第6、報告第53号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第53号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区2件、稲舟地区2件、萩野地区7件の合計11件ございます。議案書に基づきご報告いたします。  
(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第53号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第53号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第54号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第54号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、新庄地区2件、稲舟地区1件、萩野地区1件、計4件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第54号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第54号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決、承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第55号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第55号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区2件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第55号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第55号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決、承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第56号令和3年度荒廃農地調査結果について上程します。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第56号令和3年度荒廃農地調査結果について、議案書に基づきご報告いたします。  
(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第56号令和3年度荒廃農地調査結果について、  
質疑ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第56号令和3年度荒廃農地調査結果については原  
案の通り可決、承認されました。

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。  
これで、新庄市農業委員会第20回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和4年1月26日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 指村 貞芳

議事録署名委員 森 良一